

一般競争入札による物品売払い
「奈良県工業振興センター
プラズマコーティング装置の売払い」

入札説明書

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

申込受付期間

令和8年8月26日（水）～令和8年9月7日（月）

入札に参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、
内容を十分に把握した上で、ご参加ください。

奈良県工業振興センター

入札説明書

第1 趣旨

本入札説明書は、奈良県工業振興センタープラズマコーティング装置の売払いに関して、その手続き等の必要な事項を定めます。

第2 担当部局（連絡先、提出先）

〒630-8031 奈良市柏木町 129-1

奈良県工業振興センター 研究総務室

電話番号 0742-33-0817

※土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限ります。

第3 一般競争入札のながれ

1 入札参加の申込み

（1）申込用紙の配布

入札に参加しようとする者は奈良県工業振興センターのホームページからダウンロードしてください。

（URL：<https://www.pref.nara.lg.jp/n103/1751.html>）

（2）競争入札に参加する者に必要な資格

公告第2に記載のとおり

（3）申込に必要な書類

入札に参加を希望される方は、入札参加申込受付期間内（令和8年8月26日（水）午前9時から令和8年9月7日（月）午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く））に、次の添付書類を添えて一般競争入札参加申込書（以下、「入札申込書」という。）を提出してください。

入札申込書、誓約書、契約履行実績証明書及び入札保証金納付書発行依頼書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

入札申込書、誓約書、契約履行実績証明書、入札保証金納付書発行依頼書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書及び役員等一覧表は、様式を添付しますのでご利用ください。

入札参加者から一度提出いただいた書類は、いかなる理由にかかわらず一切返却できません。

添付書類

（a）誓約書

（b）契約履行実績証明書（入札保証金免除を希望される場合）

（c）入札保証金納付書発行依頼書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

（d）役員等一覧表

（e）登記事項証明書（全部事項証明書）（発行後3ヶ月以内のもの。コピーでも可）

（f）印鑑登録証明書

（g）直前決算時から2期分の財務諸表

（4）申込方法

申込みの方法は、郵送と持参の2通りあります。（様式別添）

①郵送で申し込む場合

【到着の確認が可能な方法（書留郵便又はレターパックプラス等）に限ります】

申込受付期間 令和8年8月26日（水）～令和8年9月7日（月）午後5時00分必着
送 り 先 〒630-8031 奈良市柏木町129-1
奈良県工業振興センター 研究総務室 研究総務係 宛
必 要 な 書 類 入札申込書・添付書類 ※上記（3）参照

②提出書類を持参する場合

申込受付期間 令和8年8月26日（水）～令和8年9月7日（月）
（土・日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する
休日を除く。）
午前9時から正午 及び 午後1時から午後5時まで
提 出 先 奈良県工業振興センター 研究総務室 研究総務係
必 要 な 書 類 入札申込書・添付書類 ※上記（3）参照

次のいずれかに当たる申込みは受付できませんので、ご注意ください。

ア 申込受付期間を過ぎてから本県に到達したもの。

イ 入札申込書、誓約書、契約履行実績証明書、入札保証金納付書発行依頼書兼入札保証金返還
請 求書兼口座振替依頼書及び役員等一覧表及びの記載に不備があるもの、又は記載が不
明瞭なもの。

2 現場説明

以下の日時で現場説明会を開催します。当該日時以外に説明会は開催しません。ご了承ください。

【 日 時 】 公告に記載のとおり

【 場 所 】 物品の所在地（現地）

- ・物品の所在地において概要説明を行います。
- ・事前申込制とします。（事前申込がない場合は、現場説明を実施しません。）
- ・希望される方は、令和8年8月31日（月）17時までに、下記予約連絡先にて予約のうえ参加してください。

予約連絡先：奈良県工業振興センター 機械・電気・情報グループ（担当：西村）

TEL：0742-33-0817

3 入札

（1）日時・場所 公告に記載のとおり

- ・入札当日の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。（入札参加者多数の場合、受付を早める場合があります。）
- ・入札開始時刻までに受付をお済ませいただかないと入札に参加することができませんので、お早めにご来場ください。
- ・入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。

（2）当日持参していただくもの

- ① 入札保証金振込済（領収印押印済）の納付書兼領収証書（免除の場合は不要）

② 証明書等審査結果通知書

③ 入札書（本書に様式添付）

④ 委任状（代理人の方が参加される場合のみ必要です。）

※委任状に押印する申込者の印鑑は、入札申込書に押印したものに限りません。

※本書に様式添付。

⑤ 印鑑（入札申込書に押印したものと同じ印鑑）、代理人の場合は委任状の「代理人使用印」

⑥ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン、消えるものは不可）

（３）入札にあたっての注意事項

① 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札される場合は、その方の住所・氏名も）を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑（入札申込書に押印したものと同じ印鑑）を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」に限る。）を必ず押印してください。

② 入札書への金額の記入には、アラビア数字（０、１、２、３・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の総額（入札金額）を記入してください。

③ 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。

④ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

⑤ 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ・ 入札参加資格がない者がした入札又はその権限を証する書面（委任状）を提出せず、奈良県の確認を得ないで代理人がした入札
- ・ 指定の時刻までに提出しなかった入札
- ・ 所定の入札書によらない入札
- ・ 入札保証金を納付していない者の入札
- ・ 入札金額が入札保証金の２０倍を超える入札
- ・ 入札者又はその代理人の記名押印が誤脱した入札
- ・ 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- ・ 入札者又はその代理人が１人で２枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- ・ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ・ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ・ 入札金額を訂正した入札
- ・ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- ・ 郵送をもって送付してきた入札
- ・ 入札に関する公告に違反した入札

※ 入札会場への入場は、申込者１者につき原則として１名とします。

（４）入札保証金について

① 入札に参加される方には、入札保証金を納付していただきます。

ただし、入札に参加する者が奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則１４号・以下「契約規則」といいます。）第４条第１項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去２年間に国または地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上契約し、これらをすべて誠実に履行した者など）に該当する者であるときは、免除します。

② 入札者は、入札保証金として、入札金額の１００分の５以上の額を納付してください。

③ 入札保証金は、県が発行する納付書で事前振込により納付してください。

- ・入札当日の受付時まで、県が発行する納付書により、県が指定する金融機関でお振込みください。
 - ・納付書は、入札参加申込受付後、資格審査を行った後、証明書等審査結果通知書と合わせて発行します。
 - ・入札当日の受付時には、入札保証金振込済（領収印押印済）の納付書兼領収証書を持参してください。（免除の場合は不要）
 - ・振込手数料は入札参加者の負担となります。
- ④ 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後お返しいたします。
- ・後日振込により返還します（入札期間終了後4週間程度要することがあります）。
 - ・入札保証金を納付したものの入札を行わない場合にも、入札保証金は返還しますが、返還は入札期間終了後となります。
- ⑤ 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができます。
- ⑥ 入札保証金には、利子は付しません。
- ⑦ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は違約金として県に帰属し、お返ししません。

4 落札者の決定

入札締め切り後、直ちに開札します。落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、奈良県が定める入札書比較価格（予定価格の110分の100に相当する額）以上でかつ、最高の価格をもって入札した者。
- (2) (1) に該当する者が2人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより、決定します。（この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。）

● 入札結果の発表

開札の結果、落札者があるときは、その名称及び金額を、落札者がいないときは、最高入札金額を入札者に知らせるものとします。

● 再度の入札について

本物件については、予定価格（最低売却価格）を事前に公表しておりますので開札の結果、落札者がいない場合でも再度の入札は行いません。この場合、異議を申し立てることはできません。

5 入札結果の公表

落札した物件については、その内容（物品、数量、落札者、落札価格）を公表いたします。

6 危険負担

落札者は、仕様書に記載した事項について、実物に符合しないことがあってもこれを理由として落札無効の主張、契約締結の拒否、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

7 契約の締結

- (1) 奈良県と落札者との売買契約は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく、別に定める様式の契約書により、契約を締結しなければなりません。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出先に電子メールで提出してください。

※ 1 売買契約は、「落札者」名義で締結して下さい。

※ 2 契約書は、「物品売払契約書（案）」を使用しますので契約条項等をご確認ください。

（2）契約を締結するときには、代表者印等が必要です。

（3）売買契約書（奈良県保管用のもの 1 部）に貼付する収入印紙は、電子契約を希望する場合を除き落札者の負担となります。

8 売買代金の支払い

（1）落札者は、売買契約締結と同時に、契約保証金（売買代金の 10/100 に相当する額）を納付していただきます。なお、納付済みの入札保証金は、契約保証金に充当させていただきます。ただし、契約書第 2 条 2 項に示す要件に該当する者であるときは、これを免除します。

（2）契約締結後、県が発行する納入通知書により県が指定する日までに売買代金を全額納付していただきます。（契約保証金は売買代金に充当させていただきますので、納入通知書に記載の金額は、契約額と納付済みの契約保証金の差額となります。）

（3）契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として県に帰属し、お返ししません。

9 その他注意事項

（1） 売買契約締結の日から物品引渡しの日までの間において、奈良県の責めに帰すことのできない理由により、物品に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

（2） 売買契約締結後、売買物品が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、奈良県は落札者に対して責任を一切負いません。また、落札者は奈良県に対して何らの請求もできないほか、契約の解除をすることもできません。

（3） 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために奈良県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。